

災害時等における高知県内の下水道施設の技術支援協力に関する協定

高知県（以下「甲」という。）及び県内市町村（別記乙１から乙２３まで）（以下、別記乙１から乙２３までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（下水道及び農業集落排水、漁業集落排水）（以下「下水道施設」という。）が地震、風水害等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の復旧支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第１条 この協定は、災害時における丙の復旧支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第２条 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、書面により第１１条に規定する甲の事務局を經由して行うこととし、甲の事務局は、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第１１条に規定する丙の事務局へ要請することとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、乙自らが丙の事務局へ要請することが出来ることとする。

２ 丙は、前項によって要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲又は乙に通知する。

３ 甲又は乙は、前項による通知があった場合、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲又は乙は、書面により丙へ通知する。

４ 大規模災害等により相当の時間を要すると認められる場合は、復旧支援協力の実施は、甲、乙及び丙による協議のうえで決定することとする。

（支援内容）

第３条 この協定に基づき業務実施者が行う復旧支援内容は、次のとおりとする。

- （１）被災状況調査
- （２）応急対策が必要な施設の対策案の検討
- （３）災害査定資料の作成・積算支援
- （４）その他災害時に必要となる資料作成等

（契約の締結および費用負担）

第４条 この協定に基づき業務実施者が復旧支援に要した費用は、甲又は乙の負担とする。

２ 前項の費用の算定については、業務実施者の見積もりを参考に甲及び乙の積算による。

３ この協定に基づき甲又は乙が業務実施者に対し要請した業務等にかかる費用については、甲又は乙と業務実施者が別に契約を締結し、業務実施者の請求に応じて甲又は乙が支払うものとする。

（業務の実施）

第５条 業務実施者は、業務委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報 告）

第６条 乙は、甲からのこの協定に基づく要請により行った支援活動が終了したときは、速やかに甲に対

し、書面により報告するものとする。

（損害の負担）

第7条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

2 この協定に基づき甲又は乙が業務実施者に対し要請した業務により、第三者に損害が生じたときは、甲又は乙と業務実施者が協議してその処理解決にあたるものとする。

（丙の責務）

第8条 丙は、毎年4月末までに当該年の4月1日現在における災害時の支援に備えて会員事業者名簿を、甲に報告するものとする。

（広域被災）

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、丙は当該ルールに基づいた支援活動を行うが、丙は可能な限り第2条第1項の要請事項を実施するものとする。

（協定期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙又は丙から解約の申入れがない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（事務局及び連絡体制）

第11条 甲及び丙の復旧支援に係る事務局及び連絡先は、次のとおりとする。

- （1）甲の事務局は、別表に掲げるとおりとする。ただし、統括事務局は高知県土木部公園下水道課とする。
- （2）丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部とする。
- （3）甲、乙及び丙の連絡先は、別紙に掲げるとおりとする。
- （4）連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別紙を変更し、乙及び丙に伝えることとする。

（情報の共有と保護）

第12条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を円滑に行うために必要な連絡先等の情報を、相互に共有することとする。

2 業務の実施にあたっては、公益社団法人日本下水道協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び地方共同法人日本下水道事業団とも災害支援に関する情報を共有することがある。

3 甲、乙及び丙は、個人情報及び行政情報を取り扱う場合、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）

第13条 甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

（その他）

第14条 この協定に定めのない事項が生じたとき及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙による協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

また、乙は、甲及び丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和4年8月30日

甲 高知県高知市丸ノ内1-2-20

高知県知事

丙 広島市西区南観音広島市西区南観音七丁目13番14号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会

中国・四国支部長

乙 1 高知県高知市本町5－1－45

高知市長 

乙 2 高知県安芸市矢ノ丸1－4－40

安芸市長 

乙 3 高知県南国市大桶甲2301

南国市長 

乙 4 高知県土佐市高岡町甲2017－1

土佐市長 

乙 5 高知県須崎市山手町1－7

須崎市長 

乙 6 高知県宿毛市希望ヶ丘1

宿毛市長 

乙 7 高知県四万十市中村大橋通4－10

四万十市長 

乙 8 高知県香南市野市町西野2706

香南市長 

乙 9 高知県香美市土佐山田町宝町1－2－1

香美市長 

乙10 高知県安芸郡東洋町大字生見758－3

東洋町長 

乙11 高知県安芸郡奈半利町乙1659－1

奈半利町長 

乙12 高知県安芸郡芸西村和食甲1262

芸西村長 

乙13 高知県土佐郡土佐町土居194

土佐町長 

乙14 高知県吾川郡いの町1700－1

いの町長 

乙15 高知県吾川郡仁淀川町大崎200

仁淀川町長 

乙16 高知県高岡郡中土佐町久礼6663－1

中土佐町長 

乙17 高知県高岡郡佐川町甲1650－2

佐川町長 

乙18 高知県高岡郡越知町越知甲1970

越知町長 

乙19 高知県高岡郡梶原町梶原1444－1

梶原町長 

乙20 高知県高岡郡四万十町琴平町16－17

四万十町長 

乙21 高知県幡多郡大月町弘見2230

大月町長 

乙22 高知県幡多郡三原村来栖野346

三原村長 

乙23 高知県幡多郡黒潮町入野5893

黒潮町長 

(別表)

対象事業等	事務局
統括事務局	高知県土木部公園下水道課
公共下水道，特定環境保全公共下水道， 都市下水路，農業集落排水	高知県土木部公園下水道課
漁業集落排水	高知県水産振興部漁港漁場課

